

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年11月2日（平成30年（行個）諮問第196号）

答申日：平成31年2月26日（平成30年度（行個）答申第187号）

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書1ないし文書35（以下「文書1」ないし「文書35」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月5日付け2庶文1第808号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

理由：2庶文第240号（平成30年3月5日付け2庶文第240号により特定法務局長が行った一部開示決定を指す。）部分開示の審査請求した理由と同じく。※平成30年（行個）諮問第92号の件。

なお、処分庁の法的根拠には、学校教育法等要す。

その他（証拠書類等。省略）

（2）意見書（添付資料省略）

昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）。
平成28年6月3日政府官報号外第123号 児童福祉法一部改正。
上記の政令：政府官報号外135号（文初財第464号）・123号（文初高第149号）を私の意見書に置く。

尚、「特定裁判」特定地裁判決は、校長の学校教育法違反の判事。特定高裁は、民法の判事。

・ 特定市A，特定市Bの学校教育法上の啓発する情報公開の義務有。

- ・ 特定市 A，特定市 B の民法上の親権者の権限の情報公開の義務有。
- ・ 特定インターネット掲示板管理者への学校教育法，民法の啓発義務有る法務省。

※ 特定地方裁判所の判決，特定高等裁判所の判決，最高裁判所の判断。添付 A～E は，3 件ともの提出類扱い求む。

※ 「官報」以降の文部科学省の通知類は，上記一部（ ）明示：年度期日交付通知数十点 HP 上有。

平成 28 年 2 月施行「教育機会確保法」関連性の本 3 件処分庁の不開示部分は，職員協議こそが開示義務有（国家公務員倫理法）。

人事院の行う J K E T 研修資料の添付。人研－1296（H30. 11/1）・1410（H30. 12/14）

以下は，以下の意見書とする。①・②・③の理由説明書について意見書。

① 情個審第 1742 号（平成 30 年 6 月 5 日）：平成 30 年（行個）諮問第 92 号理由説明書。

② 情個審第 3356 号（平成 30 年 11 月 13 日）：平成 30 年（行個）諮問第 196 号理由説明書。

③ 情個審第 3571 号（平成 30 年 12 月 4 日）：平成 30 年（行個）諮問第 204 号理由説明書。

（注）略。

参考について

文部科学省ホームページ上公開の通知類一覧の添付。

中には，総務省，法務省の関する通知有。

審査請求人は，特別永住者の特例法の特別永住者 3 世（以下略）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は，特定法務局本局が保有している，特定年第〇〇〇号から第〇〇〇号までの審査請求に係る人権侵犯事件（以下「本件人権侵犯事件」という。）記録一式（以下「本件人権侵犯事件記録」という。）である。

処分庁は，下記 4 の理由により，平成 30 年 7 月 5 日，保有個人情報の部分開示決定をし，同日付け 2 庶文 1 第 808 号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは，国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい，法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行

う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である本件人権侵犯事件記録の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌憚のない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録の中には、法務局に設置されている専用端末に

関するURL（ネットワークにおける機器の所在を示すもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (3) 本件人権侵犯事件記録の中には、法務省及び法務局に設置されており、いずれも一般には公開されていない直通電話番号やメールアドレス（事務局注：ファックス番号の誤記である。以下「ファックス番号」という。）などが含まれている。

これらの通信手段は、法務省及び法務局において、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いているために設置しているものであり、これらの情報が開示されることとなれば、外部の者がこれらをみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

5 その他

本件審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分については、別紙2のとおりである。

別紙2中、「不開示理由」欄の(1)ないし(3)は、不開示理由が上記4(1)ないし(3)のいずれに当たるかを示している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年11月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月16日 | 審議 |
| ④ 平成31年1月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年2月1日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書1ないし文書35に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、別紙2のとおり、そのうちの文書1、文書5ないし文書21、文書34及び文書35に記録された保有個人情報につ

いてはその全部を開示したが、文書 2 ないし文書 4 及び文書 2 2 ないし文書 3 3 に記録された保有個人情報については、その全部又は一部（不開示部分は別紙 2 の「不開示部分」欄のとおり。以下「本件不開示部分」という。）が法 1 4 条 7 号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分を開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された文書について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、本件人権侵犯事件記録であるところ、これは、別紙 2 のとおり、本件人権侵犯事件に係る事件記録表紙（文書 1）を先頭に、決裁用紙（文書 2、文書 2 6 及び文書 3 0）、インターネット上における人権侵害情報認知の報告書（文書 4）、人権相談票（文書 1 0、文書 1 1 及び文書 1 4 ないし文書 1 9）、人権相談申込票（文書 1 2 及び文書 2 0）、メール文書（文書 2 4 及び文書 3 1）、特別事件開始及び調査結果報告書（文書 2 8）、特別事件処理報告書（文書 3 4）等から構成されていて、審査請求人を被害者とし、特定年月日 A を開始日とする特定の人権侵犯事件の処理に関する一連の文書であると認められる。

(2) 人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうちの、①文書 2 の「伺い文」及び「起案日」の各欄の記載内容部分の全部、②文書 3 の全部、③文書 4 の「1 1 その他の参考事項」、「1 2 処理意見」及び「1 3 削除方法」の各欄の記載内容部分の全部、「添付書類」欄の一部並びに別紙 1 の記載内容部分の全部、④文書 2 2 の全部、⑤文書 2 3 の全部、⑥文書 2 4 の「件名」欄の一部、本文の一部及び添付ファイル名の一部、⑦文書 2 5 の本文の全部、⑧文書 2 6 の「起案日」欄の記載内容部分の全部及び「伺い文」欄の記載内容部分の一部、⑨文書 2 7 の全部、⑩文書 2 8 の「処理方針」及び「理由」の各欄の記載内容部分の全部並びに「添付書類」欄の一部、⑪文書 2 9 の全部、⑫文書 3 0 の「起案日」欄の記載内容部分の全部及び「伺い文」欄の記載内容部分の一部、⑬文書 3 1 の「件名」欄の一部、本文の一部及び手書き記載部分の一部

並びに⑭文書 3 2 及び文書 3 3 の全部に係る不開示部分には、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に係る情報が含まれているところ、当該情報は、上記第 3 の 4 (1) のとおり、法 1 4 条 7 号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

上記アの各文書に記録された各保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局内部における本件人権侵犯事件の処理に係る電子決裁の伺い文及び起案日を始め、当該電子決裁の過程で作成された文書、担当職員の具体的な処理意見や評価又は心証等の内容、法務省（人権擁護局。以下同じ。）が特定法務局に送信したメールの件名、本文の一部又は全部、添付ファイル名、法務省が特定法務局に通知した文書の本文等、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議、検討の内容に係る情報や、その検討等の過程を推測させる情報が記載されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分が開示されることになると、法務局職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当すると認められる。

(3) 特定法務局に設置されている専用端末に関する URL、法務省及び特定法務局の非公表の直通電話番号及びファックス番号について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 本件不開示部分のうち、文書 2 4 及び文書 3 1 に記録された各保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局に設置されている専用端末に関する URL が記載されており、これは、一般には公表されていないものであるところ、当該情報は、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (イ) 本件不開示部分のうち、文書24に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局の直通電話番号及び法務省のファックス番号が、また、文書31に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、法務省のファックス番号が記載されており、これらは、法務省職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表のものであるところ、これらの情報が開示されることとなれば、外部の者がこれらをみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法14条7号柱書きに該当する。

イ 検討

上記ア(ア)の各文書は、本件人権侵犯事件に関し、法務省と特定法務局との間で送受信されたメール文書であって、当該文書に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局に設置されている専用端末に関するURLの一部とみられる情報が記載されていると認められる。

また、上記ア(イ)の各文書に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局の直通電話番号及び法務省のファックス番号が記載されていると認められる。

当該URLが一般には公開されておらず、また、当該電話番号及びファックス番号が、法務省及び特定法務局において職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表のものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。そうすると、これらの情報が開示されることとなれば、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 本件請求保有個人情報記録された文書

2 擁 1 第 8 5 7 号 (特定年月日 B) 決定に係る人権侵犯事件記録一式

別紙 2 本件対象保有個人情報記録された文書

開示請求者が特定年月日 A にした人権救済申立てに関する記録
 (本件人権侵害事件記録。具体的には下記の文書 1 ないし文書 3 5 である。)

文書番号	通し番号	文書名	不開示部分	不開示理由
文書 1	1	事件記録表紙		
文書 2	2	決裁用紙	「伺い文」及び「起案日」の各欄の記載内容部分の全部	(1)
文書 3	3 ~ 1 0	文書	全部	(1)
文書 4	1 1 ~ 1 8	インターネット上における人権侵害情報認知の報告書	「1 1 その他の参考事項」, 「1 2 処理意見」及び「1 3 削除方法」の各欄の記載内容部分の全部 「添付書類」欄の一部 別紙 1 の記載内容部分の全部	(1)
文書 5	1 9 ~ 8 7	資料		
文書 6	8 8 ~ 9 2	資料		
文書 7	9 3 ~ 1 0 1	資料		
文書 8	1 0 2 ~ 1 0 7	資料		
文書 9	1 0 8 ~ 1 1 2	資料		
文書 1 0	1 1 3 ~ 1 1 4	人権相談票		
文書 1 1	1 1 5	人権相談票		
文書 1 2	1 1 6	人権相談申込票		

文書 1 3	1 1 7 ~ 1 2 2	資料		
文書 1 4	1 2 3	人権相談票		
文書 1 5	1 2 4	人権相談票		
文書 1 6	1 2 5	人権相談票		
文書 1 7	1 2 6	人権相談票		
文書 1 8	1 2 7 ~ 1 3 3	人権相談票		
文書 1 9	1 3 4 ~ 1 3 7	人権相談票		
文書 2 0	1 3 8	人権相談申込票		
文書 2 1	1 3 9 ~ 1 5 5	資料		
文書 2 2	1 5 6 ~ 1 6 4	資料	全部	(1)
文書 2 3	1 6 5	文書	全部	(1)
文書 2 4	1 6 6 , 1 6 7	メール文書	「件名」欄の一部 本文の一部 添付ファイル名の一部	(1)
			F A X 番号 電話番号	(3)
			U R L	(2)
文書 2 5	1 6 8	文書	本文の全部	(1)
文書 2 6	1 6 9 , 1 7 0	決裁用紙	「起案日」欄の記載 内容部分の全部 「伺い文」欄の記載 内容部分の一部	(1)
文書 2 7	1 7 1 ~ 1 7 3	文書	全部	(1)
文書 2 8	1 7 4 ~ 1 7 6	特別事件開始及び 調査結果報告書	「処理方針」及び 「理由」の各欄の記 載内容部分の全部 「添付書類」欄の一 部	(1)
文書 2 9	1 7 7 ,	資料	全部	(1)

	178			
文書30	179, 180	決裁用紙	「起案日」欄の記載 内容部分の全部 「伺い文」欄の記載 内容部分の一部	(1)
文書31	181	メール文書	「件名」欄の一部 本文の一部 手書き記載部分の一部	(1)
			FAX番号	(3)
			URL	(2)
文書32	182	文書	全部	(1)
文書33	183	文書	全部	(1)
文書34	184	特別事件処理報告書		
文書35	185	文書		